



平成 27 年
第 1 回市議会（定例会）

議 案

（議第 8 号～報告第 1 号）

荒 尾 市

平成 2 7 年 第 1 回 荒 尾 市 議 会 (定 例 会) 議 案 目 次

議案番号	件 名	ページ
議第 8 号	荒尾市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について	1
議第 9 号	荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について	5
議第 1 0 号	荒尾市放課後児童クラブ条例の制定について	17
議第 1 1 号	荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	23
議第 1 2 号	荒尾市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	45
議第 1 3 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	49
議第 1 4 号	荒尾市部設置条例等の一部改正について	55
議第 1 5 号	荒尾市行政手続条例の一部改正について	59
議第 1 6 号	荒尾市介護保険条例の一部改正について	65
議第 1 7 号	荒尾市防災会議条例の一部改正について	69
議第 1 8 号	荒尾市公民館条例の一部改正について	73
議第 1 9 号	荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	77
議第 2 0 号	平成 2 6 年度荒尾市一般会計補正予算 (第 6 号)	81
議第 2 1 号	平成 2 6 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	137
議第 2 2 号	平成 2 6 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	149
議第 2 3 号	平成 2 6 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)	161
報告第 1 号	専決処分について (損害賠償額の決定)	173

荒尾市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専
念義務の特例に関する条例の制定について

荒尾市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する
条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専
念義務の特例に関する条例

別紙添付

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の
勤務条件及び職務専念義務の特例について定めるものである。

荒尾市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専
念義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日、休暇等)

第2条 教育長の勤務時間、休日、休暇等については、荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とするほか、必要な読替えその他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、荒尾市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第5号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者（県費負担職員については、市教育委員会）」及び「市長（県費負担教職員については市教育委員会）」とあるのは、「教育委員会」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しない。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の利用者負担等に関する条例の制
定について

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担
等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の利用者負担等に関する条例

別紙添付

提案理由

子ども・子育て支援法の制定に伴い、本条例を制定するものであ
る。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の利用者負担等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関し、支給認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担する費用（以下「利用者負担」という。）等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 利用者負担額は、次に掲げる額とする。

- (1) 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号まで（法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)）に規定する政令で定める額を限度として当該利用者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額
- (2) 法附則第6条第4項の規定により保育費用を利用者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて市が定める額

2 前項各号の市が定める額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(利用者負担の徴収)

第4条 市長は、市が設置する保育所において支給認定子どもに対して保育を行ったときは、当該支給認定子どもに係る利用者から前条第1項第1号の市が定める額を徴収するものとする。

2 市長は、支給認定子どもに対して法附則第6条第1項の規定に

より市が支払う保育費用に係る保育を特定保育所が行ったときは、当該支給認定子どもに係る利用者から前条第1項第2号の市が定める額を徴収するものとする。

(時間外保育料の徴収)

第5条 市長は、市が設置する保育所において支給認定子どもに対して法第59条第2項に規定する時間外保育を行ったときは、当該支給認定子どもに係る利用者から時間外保育料を徴収するものとする。

2 前項の時間外保育料は、別表第3のとおりとする。

(利用者負担額の決定等)

第6条 市長は、利用者負担額を決定し、又は変更したときは、その旨を利用者及びその利用に係る特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に通知するものとする。

(利用者負担等の納期限)

第7条 利用者は、第4条の規定により徴収する利用者負担及び第5条の規定により徴収する時間外保育料(以下「利用者負担等」という。)を市長が定める日までに納入しなければならない。

(利用者負担等の督促)

第8条 市長は、前条に規定する日までに利用者負担等を納入しない者があるときは、督促を行わなければならない。

(利用者負担等の減免)

第9条 市長は、利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者負担等を減額し、又は免除することができる。

(1) 震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により利用者負担等を支払うことが著しく困難であると市長が認めるとき。

(利用者負担等の還付)

第10条 既納の利用者負担等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による利用者負担額の決定及び変更、その旨の通知その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(荒尾市保育所条例の一部改正)

3 荒尾市保育所条例(昭和39年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「延長保育等」を「時間外保育等」に改める。

別表第1 (第3条関係)

特定教育・保育(法第19条第1項第1号に該当する支給認定子どもが受けた場合に限る。)、特別利用保育、特別利用教育及び特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る利用者負担額

各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	
階層区分	定義		
A	生活保護世帯等	0円	
B	A階層を除き、当該年度分(4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分とする。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯又は当該年度分の市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税される世帯	0円	
C	A階層及びB階層を除き、当該年度分の	77,100円以下	9,900円
D	市町村民税課税世帯であつて、その所得	77,101円以上 211,200円以下	14,400円
E	割の額が右記の区分に該当する世帯	211,201円以上	19,500円

備考

- 1 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
- 4 同一世帯に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども及び小学校就学前子ども（以下この表において「対象児童」という。）が2人以上いる場合におけるこの表の支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該支給認定子どもが対象児童のうち最年長の者（以下この表において「第1子」という。）である場合はこの表に掲げる額の全額とし、対象児童のうち第1子を除き最年長の者（以下この表において「第2子」という。）である場合はこの表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、対象児童のうち第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の子どもをいう。）である場合は0円とする。

別表第2（第3条関係）

特定教育・保育（法第19条第1項第2号又は第3号に該当する支給認定子どもが受けた場合に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けた支給認定子どもに係る利用者負担額

各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（各階層区分の上段が保育標準時間認定を受けた場合、下段が保育短時間認定を受けた場合の月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護世帯等	0円	0円	0円
		0円	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	6,500円	4,700円	4,700円
		6,500円	4,700円	4,700円
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税される世帯	13,400円	10,400円	10,400円
		13,200円	10,300円	10,300円
D1	A階層及びC階層	48,600円未満	16,100円	13,100円
			15,900円	12,900円
D2	を除き、当該年度	48,600円以上	19,900円	17,700円
		63,900円未満	19,600円	17,400円
D3	分の市町村民税課	63,900円以上	22,400円	20,700円
		75,900円未満	22,100円	20,400円
D4	税世帯であって、	75,900円以上	25,400円	23,700円
		97,000円未満	25,000円	23,300円
D5	その所得割の額が	97,000円以上	30,900円	26,200円
		110,700円未満	30,400円	25,800円
D6	右記の区分に該当	110,700円以上	35,400円	29,200円
		138,900円未満	34,800円	28,800円
D7	する世帯	138,900円以上	37,200円	30,700円
		169,000円未満	36,600円	30,200円
D8		169,000円以上	38,500円	32,000円
		220,800円未満	37,900円	31,500円
D9		220,800円以上	40,200円	32,200円
		301,000円未満	39,600円	31,700円

D10	301,000 円以上	43,500 円	34,000 円	32,000 円
	397,000 円未満	42,800 円	33,500 円	31,500 円
D11	397,000 円以上	46,500 円	35,500 円	33,600 円
		45,800 円	34,900 円	33,100 円

備考

- 1 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯をいう。
- 2 この表において「保育標準時間認定」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定を、「保育短時間認定」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- 3 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 4 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
- 5 この表における子どもの年齢については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日における満年齢とし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。
- 6 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯であって、当該世帯の階層がB階層に該当する場合は、この表の規定にかかわらず、当該支給認定子どもの利用者負担額は0円とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児が属する世帯
 - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者が属する世帯
 - (7) 生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 7 同一世帯に(1)から(5)までのいずれかに該当する小学校就学前子ども（以下この表において「対象児童」という。）が2人以上いる場合におけるこの表の支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該支給認定子どもが対象児童のうち最年長の者（以下この表において「第1子」という。）である場合はこの表に掲げる額の全額とし、対象児童のうち第1子を除き最年長の者（以下この表において「第2子」という。）である場合はこの表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、対象児童のうち第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。
- (1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している子ども
 - (2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・

保育施設でないものに在籍している子ども

- (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍している子ども
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している子ども
- (5) 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍している子ども

8 熊本県多子世帯子育て支援事業の対象となる支給認定子どもの利用者負担額は、規則で定める。

別表第3（第5条関係）

支給認定子ども1人当たりの時間外保育料（日額）

認定区分	利用時間	時間外保育料	
保育標準時間認定	午後6時から 午後7時まで	基本料	200円
		加算料	利用時間30分を越えるごとに200円
保育短時間認定	午前7時から 午前8時まで	基本料	200円
		加算料	利用時間30分を越えるごとに200円
	午後4時から 午後7時まで	基本料	200円
		加算料	利用時間30分を越えるごとに200円

支給認定子ども1人当たりの時間外保育料（1月当たりの上限額）

階層区分	時間外保育料	
	0歳児から2歳児まで	3歳児から5歳児まで
A階層及びB階層	1,500円	1,000円
C階層及びD1階層	3,000円	2,500円
D2階層からD11階層まで	4,000円	3,500円

備考

- 1 この表における階層区分は、別表第2における階層区分とする。
- 2 この表における子どもの年齢については、時間外保育が行われた日の属する年度の初日の前日における満年齢とし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。
- 3 月の初日から末日までの利用に応じた時間外保育料の日額の合計額が、当該支給認定子どもの属する世帯の階層区分及び年齢に応じて定められた1月当たりの時間外保育料の上限額を越える場合は、当該上限額を当該月の時間外保育料とする。

荒尾市放課後児童クラブ条例の制定につ
いて

荒尾市放課後児童クラブ条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市放課後児童クラブ条例

別紙添付

提案理由

市が放課後児童健全育成事業を実施するために設置する放課後児童クラブに関し、必要な事項を定めたいからである。

荒尾市放課後児童クラブ条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項の規定に基づき、同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
有明小放課後児童クラブ	荒尾市一部305番地 荒尾市立有明小学校内
平井小放課後児童クラブ	荒尾市上井手1108番地 荒尾市立平井小学校内

(休所日)

第3条 児童クラブの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 8月13日から同月15日まで（第1号に掲げる日を除く。）
- (4) 12月29日から翌年1月3日まで（第1号及び第2号に掲げる日を除く。）

(開所時間)

第4条 児童クラブの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 小学校の授業日 小学校の授業終了後から午後6時まで
- (2) 土曜日 午前8時から午後5時まで（ただし、小学校の授業日に当たる日は、小学校の授業終了後から午後5時までとする。）

(3) 小学校の休業日（前号に掲げる日を除く。） 午前8時から
午後6時まで

（対象児童）

第5条 児童クラブを利用できる児童は、市内の小学校に就学している児童で、その保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該児童の健全育成のため特に必要があると市長が認めるときは、児童クラブを利用することができる。

（利用の許可及び中止）

第6条 児童クラブを利用しようとする児童の保護者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた児童の保護者は、児童クラブの利用を中止するときは、市長にその旨を届け出なければならない。

（利用の不許可）

第7条 市長は、児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しないことができる。

- (1) 第5条に規定する対象児童の要件に該当しないとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。

2 前項各号に掲げる場合以外で、市長が児童クラブの管理及び運営上重大な支障があると認めるときは、利用を許可しないことができる。

（利用許可の取消し）

第8条 市長は、児童クラブを利用している児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定する対象児童の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用許可を受けたときの申請内容に偽りがあったとき。
- (3) 特別な事情なく長期にわたり児童クラブを利用しないとき。
- (4) 保護者が次条に定める児童クラブの使用料を滞納したとき
（災害その他特別な事情があると市長が認める場合を除く。）。

2 前項各号に掲げる場合以外で、市長が児童クラブの管理及び運営上重大な支障があると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(使用料等の納入)

第9条 児童クラブを利用する児童の保護者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、市長の定める日までに納入しなければならない。

3 市長は、前項に規定する日までに使用料を納入しない者があるときは、その者に対して納入の督促をしなければならない。

4 市長は、使用料のほかに、児童クラブの運営に必要な経費の一部について実費相当額を児童の保護者から徴収することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別な事情があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の還付)

第11条 既に納入された使用料等は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第12条 児童の保護者は、当該児童が故意又は重大な過失により、児童クラブの施設又は設備を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 児童クラブの利用の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(使用料の特例)

- 3 第9条の規定にかかわらず、平成27年4月の児童1人当たりの使用料については、月額5,000円とする。

別表(第9条関係)

通常利用(長期休業期間のみ利用以外の利用)

利用時期	児童1人当たりの使用料
2月 5月～7月 9月～11月	月額7,500円
1月 3月 4月 12月	月額8,500円
8月	月額13,000円

長期休業期間のみ利用

利用時期	児童1人当たりの使用料
夏季休業期間	17,000円
冬季休業期間	8,000円
春季休業期間	8,000円

荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員
及び運営並びに指定介護予防支援等に係
る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例の制定につ
いて

荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す
る基準等を定める条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 3 月 2 日 提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員
及び運営並びに指定介護予防支援等に係
る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例

別紙添付

提案理由

介護保険法の改正に伴い、本条例を制定するものである。

荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員
及び運営並びに指定介護予防支援等に係
る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 人員に関する基準（第 4 条・第 5 条）
- 第 3 章 運営に関する基準（第 6 条－第 30 条）
- 第 4 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 31 条－第 33 条）
- 第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 34 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 59 条第 1 項第 1 号、第 115 条の 22 第 2 項第 1 号並びに第 115 条の 24 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に係る事業者の要件、指定介護予防支援（同項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びにこれらの基準のうち基準該当介護予防支援（法第 59 条第 1 項第 1 号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に関する基準を定めるものとする。

（指定介護予防支援事業者の指定に係る事業者の要件）

第 2 条 法第 115 条の 22 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

（基本方針）

第 3 条 指定介護予防支援の事業は、当該事業の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるよう

に配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

- 第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

(管理者)

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用

申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的

方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第7条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証(法第12条第3項の被保険者証をいう。以下同じ。)によって、被保険者資格、要支援認定(法第19条第2項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。)の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第10条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅く

とも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の
30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。
(身分を証する書類の携行)

第11条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業
所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利
用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を
指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第5
8条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第2項
に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該
指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）
を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サ
ービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同
じ。）の額と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な
差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援
について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額
等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交
付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項
の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に
掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公平性の確保を図るため、荒
尾市介護保険運営協議会（荒尾市介護保険運営協議会設置要綱
（平成10年告示第65号）第1条に規定する荒尾市介護保険
運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業
務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配
慮すること。

(3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員（法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第15条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者（同条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。）に係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第16条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利

用者が要介護認定（法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。）を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第17条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第18条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保)

第20条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(設備及び備品等)

第21条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
(従業者の健康管理)

第22条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
(掲示)

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
(秘密保持)

第24条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければな

らない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第25条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第26条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第27条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、

当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。）に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

- 第28条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、市に報告しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第29条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第32条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第32条第14号に規定する評価の結果の記録

オ 第32条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第17条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第31条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適

切な方法により、利用者について、その有している生活機能及び健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標及び具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを

得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第70号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行う

こととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場

合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (19) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護（法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）、介護予防通所リハビリテーション（同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護（法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）又は介護予防短期入所療養介護（同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与（法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売（法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

（介護予防支援の提供に当たっての留意点）

第33条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 単に運動機能、栄養状態、口腔機能^{くわ}といった特定の機能等の改善のみを目指すものではなく、これらの機能の改善及び環境

の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする事。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準

（準用）

第34条 第2条及び第2章から前章（第27条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場

合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

荒尾市地域包括支援センターの職員及び
運営に関する基準を定める条例の制定に
ついて

荒尾市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定
める条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 日 提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市地域包括支援センターの職員及び
運営に関する基準を定める条例

別紙添付

提案理由

介護保険法の改正に伴い、本条例を制定するものである。

荒尾市地域包括支援センターの職員及び
運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業（法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、荒尾市介護保険運営協議会（荒尾市介護保険運営協議会設置要綱（平成10年告示第65号）第1条に規定する荒尾市介護保険運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員の員数)

第3条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支

援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1
人

- 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に地域包括支援センターを設置することが必要であると荒尾市介護保険運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(委任)

- 第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 日 提出

荒尾市長 山下慶一郎

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例

別紙添付

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、関係条例の整理を行うものである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例

(荒尾市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
及び荒尾市教育長退職手当支給条例の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 荒尾市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条
例（平成11年条例第17号）
- (2) 荒尾市教育長退職手当支給条例（平成19年条例第25号）
（荒尾市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第2条 荒尾市特別職報酬等審議会条例（昭和40年条例第2号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改
める。

(荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例
の一部改正)

第3条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給
条例（昭和24年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1報酬等の額の項教育委員会委員の欄を次のように改
める。

委員
77,600円

(荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 荒尾市長等の給与等に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第3条を次のように改める。

(給料)

第3条 市長等の給料月額は、次のとおりとする。

- (1) 市長 886,000円
- (2) 副市長 678,000円
- (3) 教育長 590,000円

別表区分の欄中「副市長」を「副市長
教育長」に改める。

(荒尾市長及び副市長退職手当支給条例の一部改正)

第5条 荒尾市長及び副市長退職手当支給条例(昭和44年条例第15号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

荒尾市長等退職手当支給条例

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)」に改める。

第2条中「市長又は副市長が退職(任期満了の場合を含む。)」を「市長等が退職(任期満了の場合を含む。以下同じ。)し、」に、「遺族」を「その遺族」に改める。

第3条中「市長又は副市長」を「市長等」に、「退職又は」を「退職し、又は」に、「在職月数」を「在職期間の月数」に改め、

「市長 在職期間1月につき 100分の40
副市長 在職期間1月につき 100分の25」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 市長 100分の40
- (2) 副市長 100分の25
- (3) 教育長 100分の15

第4条中「市長又は副市長」を「市長等」に改める。

第5条の見出し中「在職期間」の次に「の月数」を加え、同条

中「に規定する在職期間の計算」を「の在職期間の月数」に、「の
当選又は選任の日」を「が就任し、選任され、又は任命された日」
に改める。

第6条中「副市長」の次に「又は教育長」を加える。

第7条中「市長及び副市長」を「市長等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合におい
ては、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は適用せず、
この条例による廃止又は改正前のそれぞれの条例の規定は、なお
その効力を有する。

荒尾市部設置条例等の一部改正について

荒尾市部設置条例等の一部を次のように改正するものとする。

平成27年3月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市部設置条例等の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

現下の行政課題に的確に対応するため、行政組織の改編を行いたいからである。

荒尾市部設置条例等の一部を改正する条例

(荒尾市部設置条例の一部改正)

第1条 荒尾市部設置条例(昭和61年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表総務部の項中第15号を第17号とし、第14号の次に次の2号を加える。

(15) 人権に関すること。

(16) 男女共同参画に関すること。

別表保健福祉部の項第11号及び第12号を削る。

(荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例の一部改正)

第2条 荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例(平成15年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第28条中「保健福祉部人権啓発課」を「総務部総務課」に改める。

(荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築条例の一部改正)

第3条 荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築条例(平成3年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第11条中「建設経済部土木課」を「建設経済部都市計画課」に改める。

(荒尾市都市計画審議会条例の一部改正)

第4条 荒尾市都市計画審議会条例(平成12年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中「建設経済部土木課」を「建設経済部都市計画課」に改める。

(荒尾市住居表示審議会条例の一部改正)

第5条 荒尾市住居表示審議会条例(昭和41年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第10条中「建設経済部土木課」を「建設経済部都市計画課」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

荒尾市行政手続条例の一部改正について

荒尾市行政手続条例の一部を次のように改正するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 日 提 出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市行政手続条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

行政手続法第 4 6 条の規定の趣旨にのっとり、本市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、同法に準じて本市条例を改正するものである。

荒尾市行政手続条例の一部を改正する条例

荒尾市行政手続条例（平成7年条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条—第34条）」を
「第4章 行政指導（第30条—第34条の2）」

第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第5号中「名
あて人」を「名宛人」に改め、同条第6号中「かかわる」を「関
わる」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前
2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項
を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が
許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行
使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項
を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その
根拠となる規定が法律、熊本県知事の権限に属する事務処理の特
例に関する条例及び熊本県教育委員会の権限に属する事務処理
の特例に関する条例の規定により市が処理することとされた事
務について規定する熊本県の条例（以下「熊本県の条例」という。）
又は市の条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行
政指導が当該法律、熊本県の条例又は市の条例に規定する要件に
適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対
し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を
とることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相

手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律、熊本県の条例又は市の条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律、熊本県の条例又は市の条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律、熊本県の条例又は市の条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市長等又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

- 3 当該市長等又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(荒尾市税条例の一部改正)
- 2 荒尾市税条例(昭和29年条例第26号)の一部を次のように改正する。
第5条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、
「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

荒尾市介護保険条例の一部改正について

荒尾市介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年3月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

介護保険法等の改正及び介護保険料率の算定基準の見直しに伴い、本市条例について所要の改正を行うものである。

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例

荒尾市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 34,800円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 52,200円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 52,200円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 62,640円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 69,600円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 83,520円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 90,480円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 104,400円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 118,320円

第2条第2項を次のように改める。

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度及び平成28年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,320円とする。

第2条第3項を削る。

第4条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「及びハ」を「若しくはニ」に、「第5号ロ又は第6号ロ」を「第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ」に改め、「(第1項に規定する者を除く。)」を削り、「令第39条第1項第1号から第6号まで」を「同項第1号から第8号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

（医療介護総合確保推進法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第7条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するた

めの関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第14条第1項の規定に基づき、医療介護総合確保推進法第5条の規定（医療介護総合確保推進法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の法（以下この条において「新法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間を行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

- 2 医療介護総合確保推進法附則第14条第4項の規定に基づき、新法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間を行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の荒尾市介護保険条例第2条第2項の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の荒尾市介護保険条例第2条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

荒尾市防災会議条例の一部改正について

荒尾市防災会議条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年3月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市防災会議条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

防災会議において水防に関する事項も含めて総合的に調査審議
したいからである。

荒尾市防災会議条例の一部を改正する条例

荒尾市防災会議条例（昭和 38 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 1 項に規定する水防計画を調査審議すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（荒尾市水防協議会条例の廃止）

- 2 荒尾市水防協議会条例（昭和 29 年条例第 40 号）は、廃止する。

荒尾市公民館条例の一部改正について

荒尾市公民館条例の一部を次のように改正するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 日 提 出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市公民館条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

体育室にコイン式冷暖房機器を設置することに伴い、その使用料を新たに設定したいからである。

荒尾市公民館条例の一部を改正する条例

荒尾市公民館条例（昭和４８年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表体育室の項中「－」を「１００円」に改める。

附 則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に
関する条例の一部改正について

荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 日 提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に
関する条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

企業職員の給与のうち単身赴任手当及び夜間勤務手当について、支給対象とする職員の範囲を改めたいからである。

荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に
関する条例の一部を改正する条例

荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年
条例第31号）の一部を次のように改正する。

第11条の3中「から第10条まで」を「及び第9条」に改める。

第17条中「、第6条の2」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 第6条の2の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年度荒尾市一般会計補正予算（第6号）

平成26年度荒尾市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ492,918千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,210,861千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成27年3月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		5,650,000	262,210	5,912,210
	1 地方交付税	5,650,000	262,210	5,912,210
12 分担金及び負担金		333,835	16,337	350,172
	2 負 担 金	333,835	16,337	350,172
13 使用料及び手数料		590,709	1,791	592,500
	1 使 用 料	266,970	1,791	268,761
14 国庫支出金		3,844,541	79,855	3,924,396
	1 国庫負担金	2,967,824	△13,908	2,953,916
	2 国庫補助金	864,532	93,763	958,295
15 県支出金		3,149,008	61,529	3,210,537
	1 県負担金	995,759	5,170	1,000,929
	2 県補助金	2,046,784	56,359	2,103,143
16 財産収入		120,552	103,231	223,783
	2 財産売払収入	12,773	103,231	116,004
18 繰 入 金		588,416	△252,483	335,933
	2 基金繰入金	588,416	△252,483	335,933
19 繰 越 金		145,829	172,372	318,201
	1 繰 越 金	145,829	172,372	318,201
20 諸 収 入		207,487	38,076	245,563
	5 受託事業収入	37,863	422	38,285
	6 雑 入	91,595	37,654	129,249
21 市 債		1,494,312	10,000	1,504,312
	1 市 債	1,494,312	10,000	1,504,312
歳 入	合 計	21,717,943	492,918	22,210,861

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		240,248	△3,152	237,096
	1 議会費	240,248	△3,152	237,096
2 総務費		2,454,945	333,798	2,788,743
	1 総務管理費	1,944,660	333,798	2,278,458
3 民生費		9,249,388	△47,677	9,201,711
	1 社会福祉費	4,542,467	△6,541	4,535,926
	2 児童福祉費	3,032,985	△39,852	2,993,133
	3 生活保護費	1,673,932	△1,284	1,672,648
4 衛生費		2,696,166	△32,405	2,663,761
	1 保健衛生費	457,271	△16,824	440,447
	2 清掃費	1,360,494	△15,581	1,344,913
6 農林水産業費		1,980,007	82,031	2,062,038
	1 農業費	276,116	14,845	290,961
	2 林業費	1,677,579	70,936	1,748,515
	3 水産業費	26,312	△3,750	22,562
7 商工費		235,754	108,700	344,454
	1 商工費	235,754	108,700	344,454
8 土木費		1,289,356	△24,688	1,264,668
	2 道路橋梁費	420,702	△64,853	355,849
	3 河川費	12,510	1,706	14,216
	5 都市計画費	544,819	3,000	547,819
	6 住宅費	165,569	35,459	201,028
10 教育費		1,215,416	76,311	1,291,727
	1 教育総務費	265,958	18,685	284,643
	4 社会教育費	381,881	57,626	439,507
歳 出 合 計		21,717,943	492,918	22,210,861

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎施設改修費	257,835
2 総務費	1 総務管理費	まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業費	7,000
2 総務費	1 総務管理費	空き家バンク事業費	3,390
3 民生費	2 児童福祉費	小規模学童クラブ運営事業費	7,122
3 民生費	2 児童福祉費	子育て支援のためのプレミアム付き商品券助成事業費	5,581
6 農林水産業費	1 農業費	経営構造対策事業費（経営体育成交付金）	6,531
6 農林水産業費	1 農業費	農業産地確立促進事業費	3,000
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良総合整備事業費	45,000
6 農林水産業費	2 林業費	熊本県緑の産業再生プロジェクト促進事業費	198,880
7 商工費	1 商工費	空き店舗対策事業費	2,700
7 商工費	1 商工費	プレミアム付き商品券発行事業費	106,000

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（中央野原線）	32,134
8 土木費	5 都市計画費	土地区画整理調査事業費	36,654
8 土木費	6 住宅費	新生区団地公営住宅建替事業費	35,459
10 教育費	4 社会教育費	三池炭鉱（旧万田坑）の世界文化遺産登録推進事業費	10,536
10 教育費	4 社会教育費	万田坑世界遺産登録に伴う集客増対応事業費	36,090
10 教育費	4 社会教育費	万田坑世界遺産登録記念事業費	11,000

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限度額 (千円)
転作確認公用車リース料	平成27年度 ～ 平成31年度	1,940

第 4 表 地 方 債 補 正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業基盤整備事業	千円 12,300	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還をなし、又は低利債に借換えすることができる。	千円 28,900	補正前に同じ		
道路橋梁事業	123,800				91,500			
都市計画事業	5,400				8,100			
公営住宅建設事業	11,100				28,800			
海岸保全事業	30,100				33,800			
自然災害防止事業	7,600				9,000			
消防・防災施設整備事業	446,300				446,500			

2 歳 入

(款) 10 地方交付税
(項) 1 地方交付税

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
10	地方交付税	5,650,000	262,210	5,912,210
1	地方交付税	5,650,000	262,210	5,912,210
	1 地方交付税	5,650,000	262,210	5,912,210
12	分担金及び負担金	333,835	16,337	350,172
2	負 担 金	333,835	16,337	350,172
	3 農林水産業費負担金	25,091	16,337	41,428
13	使用料及び手数料	590,709	1,791	592,500
1	使 用 料	266,970	1,791	268,761
	2 民生使用料	48	1,791	1,839
14	国庫支出金	3,844,541	79,855	3,924,396
1	国庫負担金	2,967,824	△13,908	2,953,916
	1 民生費国庫負担金	2,966,376	△13,908	2,952,468
2	国庫補助金	864,532	93,763	958,295
	1 総務費国庫補助金	72,528	172,143	244,671
	2 民生費国庫補助金	441,732	△55,342	386,390
	5 農林水産業費国庫補助金	12,735	△12,735	0
	7 土木費国庫補助金	174,415	△10,303	164,112
15	県支出金	3,149,008	61,529	3,210,537
1	県負担金	995,759	5,170	1,000,929

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	262,210	1 普通交付税	
1 農業費負担金	18,212	1 基盤整備地元負担金	
2 水産業費負担金	△1,875	1 県営覆砂事業地元負担金	
10 学童保育施設使用料	1,791	1 学童保育施設使用料	
4 児童手当費国庫負担金	△18,822	1 児童手当費国庫負担金	
8 国民健康保険基盤安定費国庫負担金	3,570	1 国民健康保険保険基盤安定国庫負担金 (保険者支援分)	
13 障害者自立支援給付費国庫負担金	1,344	1 障害者介護給付費国庫負担金	
1 総務費国庫補助金	172,143	1 地域住民生活等緊急支援のための交付金	
4 児童福祉費補助金国庫補助金	△14,886	1 保育緊急確保事業国庫補助金	
9 臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金	△35,224	1 臨時福祉給付金給付事業費補助金 2 臨時福祉給付金給付事務費補助金	△30,295 △4,929
10 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費国庫補助金	△5,232	1 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金 2 子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金	△3,760 △1,472
1 農業費国庫補助金	△12,735	1 基盤整備促進事業費 2 機構集積支援事業費国庫補助金	△7,860 △4,875
1 道路橋梁費国庫補助金	△28,032	1 社会資本整備総合交付金	
4 公営住宅費国庫補助金	17,729	1 社会資本整備総合交付金	

(款) 15 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
	1	民生費県負担金	993,943	5,067	999,010
	2	衛生費県負担金	0	103	103
2		県補助金	2,046,784	56,359	2,103,143
	2	民生費県補助金	235,104	△5,667	229,437
	5	農林水産業費県補助金	1,774,843	62,026	1,836,869
16		財産収入	120,552	103,231	223,783
	2	財産売払収入	12,773	103,231	116,004
	1	不動産売払収入	11,371	103,231	114,602
18		繰入金	588,416	△252,483	335,933
	2	基金繰入金	588,416	△252,483	335,933
	1	基金繰入金	588,416	△252,483	335,933
19		繰越金	145,829	172,372	318,201
	1	繰越金	145,829	172,372	318,201
	1	繰越金	145,829	172,372	318,201
20		諸収入	207,487	38,076	245,563
	5	受託事業収入	37,863	422	38,285
	3	民生費受託事業収入	4,245	422	4,667
	6	雑入	91,595	37,654	129,249
	4	雑入	91,443	37,654	129,097

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 児童手当県負担金	△3,181	1 児童手当県負担金	
6 国民健康保険基盤安定負担金	11,622	1 国民健康保険保険基盤安定負担金 (保険税軽減分)	9,837
		2 国民健康保険保険基盤安定負担金 (保険者支援分)	1,785
10 障害者自立支援給付費県負担金	672	1 障害者介護給付費県負担金	
12 後期高齢者医療制度保険基盤安定拠出金	△4,046	1 後期高齢者医療制度保険基盤安定拠出金	
1 保健衛生費負担金	103	1 予防接種事故救済給付事業県負担金	
4 児童福祉費補助金	2,138	1 特別保育事業費補助金	4,000
		2 保育緊急確保事業県補助金	△7,443
		3 子育て支援のためのプレミアム商品券助成事業県補助金	5,581
5 生活保護費補助金	△7,805	1 緊急雇用創出基金市町村補助金 (「住まい対策」分)	
1 農業費補助金	△8,910	1 農業経営対策地方公共団体事業費補助金	8,625
		2 企業等農業参入支援事業補助金	△20,000
		3 耕作放棄地解消緊急対策事業補助金	△406
		4 基盤整備促進事業費	△2,358
		5 経営構造対策事業補助金	354
		6 機構集積支援事業県補助金	4,875
2 林業費補助金	70,936	1 熊本県緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金	
1 土地売却収入	103,231	1 土地売却収入	
1 基金繰入金	△252,483	1 財政調整基金繰入金	△110,483
		2 減債基金繰入金	△142,000
1 繰越金	172,372	1 繰越金	
1 民生費受託事業収入	422	1 病児・病後児保育受託分収入	
3 実費徴収金	△2,016	1 健診費実費徴収金	
8 雑入	39,670	1 雑入 (総務課)	37,589
		2 熊本県市町村振興協会市町村交付金	2,081

(款) 21 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
21	市 債	1,494,312	10,000	1,504,312
1	市 債	1,494,312	10,000	1,504,312
	5 農林水産業債	12,300	16,600	28,900
	7 土 木 債	193,300	△6,800	186,500
	8 消 防 債	446,300	200	446,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 農業基盤整備事業債	16,600	1 農業基盤整備事業債
1 道路橋梁事業債	△32,300	1 道路橋梁事業債
2 都市計画事業債	2,700	1 都市計画事業債
5 公営住宅建設事業債	17,700	1 公営住宅建設事業債
7 海岸保全事業債	3,700	1 海岸保全事業債
11 自然災害防止事業債	1,400	1 自然災害防止事業債
1 消防・防災施設整備事業債	200	1 防災施設整備事業債

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

1	議会費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	議会費	240,248	△3,152	237,096		△3,152
1	議会費	240,248	△3,152	237,096		△3,152
1	1 議会費	240,248	△3,152	237,096		△3,152

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	△243	1 市議会映像配信事業費	△3,152
		その他委託料	(△243)
18 備品購入費	△2,909	機器操作業務委託料	(△243)
		機械器具費	(△2,909)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	2,454,945	333,798	2,788,743	48,234	285,564
1 総務管理費	1,944,660	333,798	2,278,458	48,234	285,564
1 一般管理費	1,050,712	164,176	1,214,888	その他 37,589	126,587
5 財産管理費	480,828	0	480,828	地方債 200	△200
6 基金費	0	166,232	166,232		166,232
7 企画費	157,635	3,390	161,025	国庫補助金 10,445	△7,055

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	164,176	1 総務課人件費 退職手当	164,176 (164,176)
25 積立金	166,232	1 基金費（政策企画課） 積立金 文化振興基金積立金 ふるさと創生基金積立金 ふるさと応援基金積立金 2 基金費（財政課） 積立金 財政調整基金積立金 減債基金積立金 職員退職手当基金積立金 土地開発基金積立金 市制70周年記念地域活性化基金積立金 3 基金費（くらしいきいき課） 積立金 安心安全まちづくり推進基金積立金	986 (986) (26) (53) (907) 165,234 (165,234) (164,436) (179) (467) (130) (22) 12 (12) (12)
1 報酬	1,780	1 地方バス対策費 補助金	△7,000 (△7,000)
4 共済費	224	バス路線欠損補助金	(△7,000)
7 賃金	1,490	2 まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業費 非常勤職員報酬	7,000 (1,780)
9 旅費	1,119	費用弁償 普通旅費	(620) (449)
11 需用費	1,200	印刷製本費	(1,000)
13 委託料	4,497	その他委託料 人口動態・産業構造等調査委託料	(3,071) (3,071)
14 使用料及び賃借料	80	借上料	(80)
19 負担金、補助及び交付金	△7,000	3 空き家バンク事業費 健康労働保険料 貸金 普通旅費 印刷製本費 その他委託料 現地調査委託料 ホームページ作成委託料	3,390 (224) (1,490) (50) (200) (1,426) (750) (676)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	9,249,388	△47,677	9,201,711	△62,306	14,629
1 社会福祉費	4,542,467	△6,541	4,535,926	△28,583	22,042
1 社会福祉総務費	1,751,270	1,853	1,753,123	国庫補助金 △31,654 県支出金 5,101	28,406
2 老人福祉費	303,857	△3,000	300,857		△3,000
13 障害者自立支援給付費	1,216,867	0	1,216,867	国庫補助金 1,344 県支出金 672	△2,016
16 後期高齢者医療費	973,179	△5,394	967,785	県支出金 △4,046	△1,348

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	△529	1 国民健康保険特別会計繰出金 43,646 特別会計繰出金 (43,646)
4 共 済 費	△49	国民健康保険特別会計繰出金 (43,646)
7 賃 金	△337	2 介護保険特別会計繰出金 △86 特別会計繰出金 (△86)
9 旅 費	△10	介護保険特別会計(保険事業勘定)繰出金 (△86)
11 需 用 費	△583	3 基金費(福祉課) 38 積立金 (38)
12 役 務 費	△2,675	社会福祉振興基金積立金 (38)
13 委 託 料	△746	4 住宅支援給付事業費 △6,521 交付金 (△6,521)
19 負担金、補助及び交付金	△36,816	住宅手当交付金 (△6,521)
25 積 立 金	38	5 臨時福祉給付金事業費 △34,695 健康労働保険料 (△49)
28 繰 出 金	43,560	賃金 (△337)
		普通旅費 (△10)
		印刷製本費 (△583)
		郵便料 (△2,579)
		電話料 (△96)
		その他委託料 (△746)
		システム改修委託料 (△746)
		交付金 (△30,295)
		臨時福祉給付金 (△30,295)
		6 臨時福祉給付金事業費(時間外手当) △529 時間外手当 (△529)
19 負担金、補助及び交付金	△3,000	1 軽費老人ホーム運営事業費 △3,000 補助金 (△3,000)
		軽費老人ホーム事務費補助金 (△3,000)
28 繰 出 金	△5,394	1 後期高齢者医療特別会計繰出金 △5,394 特別会計繰出金 (△5,394)
		後期高齢者医療特別会計繰出金 (△5,394)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	3,032,985	△39,852	2,993,133	△32,439	△7,413
1	児童福祉総務費	817,975	△16,301	801,674	国庫補助金 △14,787 県支出金 2,138 その他 2,213	△5,865
2	児童措置費	2,019,910	△23,551	1,996,359	国庫補助金 △18,822 県支出金 △3,181	△1,548

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	5,748	1 小規模学童クラブ運営事業費	7,122
3 職員手当等	△634	非常勤職員報酬	(5,748)
4 共 済 費	19	費用弁償	(46)
7 賃 金	571	普通旅費	(8)
9 旅 費	54	一般消耗品費	(60)
11 需 用 費	612	電気料	(240)
12 役 務 費	81	水道料	(24)
13 委 託 料	5,628	食糧費	(262)
18 備品購入費	600	医薬材料費	(20)
19 負担金、補助及び交付金	△28,980	電話料	(96)
		保険料	(18)
		備品購入費	(600)
		2 待機児童解消加速化プラン費	△29,772
		補助金	(△29,772)
		認可外保育施設運営補助金	(△29,772)
		3 子育て世帯臨時特例給付金事業費	△4,598
		健康労働保険料	(△85)
		賃金	(△44)
		印刷製本費	(△54)
		郵便料	(△283)
		その他委託料	(△372)
		システム改修委託料	(△372)
		交付金	(△3,760)
		子育て世帯臨時特例給付金	(△3,760)
		4 病児・病後児保育事業費	6,000
		事業運営委託料	(6,000)
		5 子育て支援のためのプレミアム付き商品券助成事業費	5,581
		健康労働保険料	(104)
		賃金	(615)
		消耗品費	(37)
		印刷製本費	(23)
		郵便料	(250)
		各種負担金	(4,552)
		子育て支援のためのプレミアム付き商品券助成負担金	(4,552)
		6 子育て世帯臨時特例給付金事業費(時間外手当)	△634
		時間外手当	(△634)
20 扶 助 費	△23,551	1 児童手当費	△23,551
		扶助費	(△23,551)

(款) 3 民生費
 (項) 3 生活保護費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	生活保護費	1,673,932	△1,284	1,672,648	△1,284	
	1 生活保護総務費	77,145	△1,284	75,861	県支出金 △1,284	

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 報酬	△1,284	1 生活保護受給者就労支援事業費 非常勤職員報酬	△1,284 (△1,284)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 衛生費	2,696,166	△32,405	2,663,761	△1,913	△30,492
1 保健衛生費	457,271	△16,824	440,447	△1,913	△14,911
1 保健衛生総務費	117,222	△1,263	115,959		△1,263
3 予 防 費	215,771	△6,861	208,910	県支出金 103	△6,964
5 公害対策費	20,041	△1,000	19,041		△1,000
10 保健事業費	51,500	△7,700	43,800	その他 △2,016	△5,684

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 賃 金	△1,263	1 保健総務費（産休・育休代替職員雇用）賃金 △1,263 (△1,263)
13 委 託 料	△7,000	1 予防接種費 △6,861 その他委託料 (△7,000)
20 扶 助 費	139	A類疾病予防接種委託料 (△7,000) 扶助費 (139)
19 負担金、補助及び交付金	△1,000	1 荒尾干潟ラムサール湿地登録記念啓発事業費 △1,000 補助金 (△1,000) 荒尾干潟ラムサール湿地登録記念啓発事業補助金 (△1,000)
13 委 託 料	△7,700	1 健康増進事業費 △7,700 その他委託料 (△7,700) 胃がん検診委託料 (△1,500) 子宮がん検診委託料 (△900) 乳がん検診委託料 (△1,600) 肝炎ウイルス検査委託料 (△1,700) 肺がん検診委託料 (△2,000)

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	清掃費	1,360,494	△15,581	1,344,913		△15,581
	2 塵芥処理費	1,010,354	△12,181	998,173		△12,181
	3 し尿処理費	297,022	△3,400	293,622		△3,400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	△12,181	1 大牟田・荒尾清掃施設組合負担金 各種負担金 大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	△12,181 (△12,181) (△12,181)
11 需用費	△3,400	1 し尿処理費 医薬材料費	△3,400 (△3,400)

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	1,980,007	82,031	2,062,038	88,928	△6,897
1 農業費	276,116	14,845	290,961	16,167	△1,322
1 1 農業委員会費	40,468	△406	40,062	国庫補助金 △4,875 県支出金 4,469	
3 農業振興費	68,797	△16,646	52,151	国庫補助金 3,000 県支出金 △19,646	
4 水田農業経営確立対策事業	25,275	8,625	33,900	県支出金 8,625	
7 耕地費	86,664	23,272	109,936	国庫補助金 △7,860 県支出金 △2,358 地方債 16,600 その他 18,212	△1,322

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
9 旅 費	△320	1 耕作放棄地解消緊急対策事業費（用途転換促進事業）	△406
11 需用費	76	費用弁償	(△320)
12 役務費	△162	消耗品費	(59)
		燃料費	(17)
		郵便料	(△162)
19 負担金、補助及び交付金	△16,646	1 経営構造対策事業費（経営体育成交付金）	354
		補助金	(354)
		経営体育成交付金事業補助金	(354)
		2 企業等農業参入支援事業費	△20,000
		補助金	(△20,000)
		企業等農業参入支援事業補助金	(△20,000)
		3 農業産地確立促進事業費	3,000
		補助金	(3,000)
		新商品開発補助金（地方創生）	(3,000)
19 負担金、補助及び交付金	8,625	1 人・農地プラン事業費	8,625
		補助金	(8,625)
		青年就農給付金	(8,625)
7 賃 金	△1,283	1 団体営土地改良総合整備事業費	△15,720
13 委託料	△15,720	その他委託料	(△15,720)
19 負担金、補助及び交付金	39,856	基盤整備促進農用地等集団化経営体育成促進換地等調整委託料	(△15,720)
25 積立金	419	2 会下地区渇水恒久対策施設管理事業費	109
		積立金	(109)
		府本地区（会下）農業用水源減渇水恒久対策施設管理基金積立金	(109)
		3 古屋敷地区渇水恒久対策施設管理事業費	98
		積立金	(98)
		府本地区（古屋敷）農業用水源減渇水恒久対策施設管理基金積立金	(98)
		4 観音寺・南上揚地区渇水恒久対策施設管理事業費	212
		積立金	(212)
		府本地区（観音寺・南上揚）農業用水源減渇水恒久対策施設管理基金積立金	(212)
		5 県営土地改良総合整備事業費	38,573
		賃金	(△1,283)
		県営事業負担金	(39,856)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 2 林業費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	林業費	1,677,579	70,936	1,748,515	70,936	
	2 林業振興費	1,677,579	70,936	1,748,515	県支出金 70,936	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	70,936	1 熊本県緑の産業再生プロジェクト促進事業費 補助金	70,936 (70,936)
		熊本県緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金	(△127,944)
		熊本県緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金 (間伐材等加工流通施設整備事業)	(198,880)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 3 水産業費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	水産業費	26,312	△3,750	22,562	1,825	△5,575
	2 水産業振興費	20,180	△3,750	16,430	地方債 3,700 その他 △1,875	△5,575

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	△3,750	1 有明海活性化対策事業費 県営事業負担金	△3,750 (△3,750)

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		235,754	108,700	344,454	107,772	928
1	商工費	235,754	108,700	344,454	107,772	928
	2 商工振興費	83,687	108,700	192,387	国庫補助金 107,772	928

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	108,700	1 空き店舗対策事業費 補助金 空き店舗対策補助金（地方創生）	2,700 (2,700) (2,700)
		2 プレミアム付き商品券発行事業費 補助金 プレミアム付き商品券発行事業費補助金	106,000 (106,000) (106,000)

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋梁費

8	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	2	1,289,356	△24,688	1,264,668	△20,858	△3,830
	2	420,702	△64,853	355,849	△60,387	△4,466
	3	281,933	△64,853	217,080	国庫補助金 △28,087 地方債 △32,300	△4,466

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	△20,400	1 社会資本整備総合交付金事業費 (大谷長洲港線) 工事請負費	△17,520 (△17,520)
15 工事請負費	△22,683	2 社会資本整備総合交付金事業費 (中央野原線) 工事施工に伴う委託料	△27,933 (△1,000)
17 公有財産購入費	△10,618	工事請負費 用地取得費	(△5,163) (△10,618)
22 補償、補填及び賠償金	△11,152	補償金 3 社会資本整備総合交付金事業費 (西原桜町線) 工事施工に伴う委託料	(△11,152) △18,050 (△18,050)
		4 社会資本整備総合交付金事業費 (川後田府本線) 工事施工に伴う委託料	△1,350 (△1,350)

(款) 8 土木費
(項) 3 河川費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	河川費	12,510	1,706	14,216	1,400	306
	1 河川総務費	12,510	1,706	14,216	地方債 1,400	306

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	1,706	1 河川環境整備費 県営事業負担金	1,706 (1,706)

(款) 8 土木費
 (項) 5 都市計画費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	都市計画費	544,819	3,000	547,819	2,700	300
	3 街路事業費	15,788	3,000	18,788	地方債 2,700	300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	3,000	1 街路整備事業費 県営事業負担金	3,000 (3,000)

(款) 8 土木費
(項) 6 住宅費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	住宅費	165,569	35,459	201,028	35,429	30
	2 住宅建設費	24,020	35,459	59,479	国庫補助金 17,729 地方債 17,700	30

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	35,459	1 新生区団地公営住宅建替事業費 工事請負費	35,459 (35,459)

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		1,215,416	76,311	1,291,727	45,650	30,661
1	教育総務費	265,958	18,685	284,643		18,685
2	事務局費	261,138	18,685	279,823		18,685

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	18,685	1 教育振興課管理費（人件費） 退職手当	18,685 (18,685)

(款) 10 教育費
(項) 4 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	社会教育費	381,881	57,626	439,507	45,650	11,976
	1 社会教育総務費	120,155	57,626	177,781	国庫補助金 45,650	11,976

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	1,026	1 三池炭鉱（旧万田坑）の世界文化遺産登録推進事業費 10,536 その他委託料 (10,536)
12 役務費	100	専用鉄道敷跡説明板等設置委託料（地方創生） (2,000)
13 委託料	48,864	世界遺産登録プロモーション媒体作成委託料（地方創生） (6,486) 万田坑世界遺産登録啓発DVD作成委託料（地方創生） (2,050)
14 使用料及び賃借料	4,217	2 万田坑世界遺産登録に伴う集客増対応事業費 36,090 消耗品費 (486) 電気料 (500) 水道料 (40)
18 備品購入費	3,419	通信運搬費 (100) その他委託料 (27,328) 万田坑集客増対応環境整備委託料 (27,328) 借上料 (4,217) 備品購入費 (3,419)
		3 万田坑世界遺産登録記念事業費 11,000 その他委託料 (11,000) 万田坑世界遺産登録祝賀セレモニー委託料 (1,000) 万田坑世界遺産登録記念イベント委託料 (10,000)

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計				
補正前 の額	長 等	2		18,768	5,576	17,012	41,356	4,538	45,894	
	議 員	22	102,420		30,428		132,848	53,255	186,103	
	その他	1,860	257,819				257,819	6,976	264,795	
	計	1,884	360,239	18,768	36,004	17,012	432,023	64,769	496,792	
補正額	長 等									
	議 員									
	その他	33	6,244				6,244		6,244	
	計	33	6,244				6,244		6,244	
計	長 等	2		18,768	5,576	17,012	41,356	4,538	45,894	
	議 員	22	102,420		30,428		132,848	53,255	186,103	
	その他	1,893	264,063				264,063	6,976	271,039	
	計	1,917	366,483	18,768	36,004	17,012	438,267	64,769	503,036	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	335 (9)		1,198,456	831,694	2,030,150	402,275	2,432,425	
補正額	()			181,698	181,698		181,698	
計	335 (9)		1,198,456	1,013,392	2,211,848	402,275	2,614,123	

() 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当
	補正前の額	33,202	606	25,736	14,394	1,834	45,697
	補正額						△ 1,163
	計	33,202	606	25,736	14,394	1,834	44,534
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額	1	15,660	428,924	22,635	243,005	831,694
	補正額					182,861	181,698
	計	1	15,660	428,924	22,635	425,866	1,013,392

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	8,468,061	7,946,596	(143,500) 683,400	10,000	(143,500) 693,400
(1) 土木	2,577,601	2,354,164	(45,800) 182,200	△ 24,500	(45,800) 157,700
(2) 教育	1,708,525	1,688,555	27,900		27,900
(3) 公営住宅	1,273,522	1,212,898	(60,700) 11,100	17,700	(60,700) 28,800
(4) 社会及び労働	852	428			
(5) 保健衛生	737,063	708,618			
(6) その他	2,170,498	1,981,933	(37,000) 462,200	16,800	(37,000) 479,000
2. 災害復旧費	17,854	12,379	700		700
(1) 土木	11,824	8,746	700		700
(2) 農林水産	1,174	920			
(3) その他	4,856	2,713			
3. 枠外債	12,987	8,375			
4. 減税補填債	486,117	379,681			
5. 臨時税収補填債	101,653	82,158			
6. 臨時財政対策債	6,915,988	7,374,609	810,212		810,212
7. 減収補填債	8,063				
8. 交通事業債	18,666	14,697			
合 計	16,029,389	15,818,495	(143,500) 1,494,312	10,000	(143,500) 1,504,312

(注) ()書は繰越明許費及び事故繰越しで外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(143,500)		(143,500)
932,839		932,839	7,697,157	10,000	7,707,157
365,659		365,659	(45,800)	△ 24,500	(45,800)
			2,170,705		2,146,205
139,297		139,297	1,577,158		1,577,158
98,839		98,839	(60,700)		(60,700)
			1,125,159	17,700	1,142,859
428		428			
26,931		26,931	681,687		681,687
301,685		301,685	(37,000)		(37,000)
			2,142,448	16,800	2,159,248
5,592		5,592	7,487		7,487
3,121		3,121	6,325		6,325
307		307	613		613
2,164		2,164	549		549
3,863		3,863	4,512		4,512
106,588		106,588	273,093		273,093
19,904		19,904	62,254		62,254
361,199		361,199	7,823,622		7,823,622
4,070		4,070	10,627		10,627
1,434,055		1,434,055	(143,500)		(143,500)
			15,878,752	10,000	15,888,752

平成 2 6 年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第 4 号）

平成 2 6 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 0 , 3 9 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 , 7 4 1 , 8 3 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

荒尾市長 山下慶一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		2,240,192	35,181	2,275,373
	1 国庫負担金	1,391,904	35,181	1,427,085
9 繰入金		542,730	43,646	586,376
	1 他会計繰入金	542,730	43,646	586,376
10 繰越金		25,329	41,564	66,893
	1 繰越金	25,329	41,564	66,893
歳 入 合 計		8,621,443	120,391	8,741,834

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		5,948,843	120,391	6,069,234
	1 療養諸費	5,138,486	120,391	5,258,877
歳 出	合 計	8,621,443	120,391	8,741,834

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	5,948,843	120,391	6,069,234
歳出合計	8,621,443	120,391	8,741,834

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	2,240,192	35,181	2,275,373
1	国庫負担金	1,391,904	35,181	1,427,085
1	療養給付費等負担金	1,338,104	35,181	1,373,285
9	繰 入 金	542,730	43,646	586,376
1	他会計繰入金	542,730	43,646	586,376
1	一般会計繰入金	542,730	43,646	586,376
10	繰 越 金	25,329	41,564	66,893
1	繰 越 金	25,329	41,564	66,893
2	その他の繰越金	25,329	41,564	66,893

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 療養給付費等負担金	35,181	1 療養給付費等負担金現年度分
1 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	7,140	1 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）
2 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	13,116	1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）
6 財政安定化支援繰入金	23,390	1 財政安定化支援繰入金
1 その他の繰越金	41,564	1 その他の繰越金

3 歳 出

(款) 2 保険給付費
(項) 1 療養諸費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 保険給付費	5,948,843	120,391	6,069,234	35,181	85,210
1 療養諸費	5,138,486	120,391	5,258,877	35,181	85,210
1 一般被保険者療養給付費	4,815,151	120,391	4,935,542	国庫補助金 35,181	85,210

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	120,391	1 一般被保険者療養給付費 各種負担金 一般療養給付費	120,391 (120,391) (120,391)

平成 2 6 年度荒尾市介護保険特別会計補正
予算（第 4 号）

平成 2 6 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 3 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 , 0 7 2 , 2 7 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

荒尾市長 山下慶一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		939,386	△93	939,293
	1 介護保険料	939,386	△93	939,293
4 国庫支出金		1,529,264	△173	1,529,091
	2 国庫補助金	481,347	△173	481,174
6 県支出金		824,971	△86	824,885
	3 県補助金	20,275	△86	20,189
9 繰入金		970,398	△86	970,312
	1 一般会計繰入金	832,445	△86	832,359
歳入合計		6,041,418	△438	6,040,980

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 地域支援事業費		92,259	△438	91,821
	2 包括的支援事業・ 任意事業費	59,378	△438	58,940
歳 出	合 計	6,041,418	△438	6,040,980

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 地域支援事業費	92,259	△438	91,821
歳出合計	6,041,418	△438	6,040,980

2 歳 入

(款) 1 保 険 料
(項) 1 介 護 保 険 料

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	保 険 料	939,386	△93	939,293
1	1 介 護 保 険 料	939,386	△93	939,293
	1 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	939,386	△93	939,293
4	国 庫 支 出 金	1,529,264	△173	1,529,091
2	2 国 庫 補 助 金	481,347	△173	481,174
	6 地 域 支 援 事 業 交 付 金 (包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業)	32,644	△173	32,471
6	県 支 出 金	824,971	△86	824,885
3	3 県 補 助 金	20,275	△86	20,189
	2 地 域 支 援 事 業 交 付 金 (包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業)	16,321	△86	16,235
9	繰 入 金	970,398	△86	970,312
1	1 一 般 会 計 繰 入 金	832,445	△86	832,359
	4 地 域 支 援 事 業 繰 入 金 (包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業)	16,321	△86	16,235

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 現年度分特別徴収保険料	△93	1 現年度分特別徴収保険料	
1 現年度分地域支援事業交付金（包括の支援事業・任意事業）	△173	1 現年度分地域支援事業交付金（包括の支援事業・任意事業）	
1 現年度分地域支援事業交付金（包括の支援事業・任意事業）	△86	1 現年度分地域支援事業交付金（包括の支援事業・任意事業）	
1 現年度地域支援事業繰入金（包括の支援事業・任意事業）	△86	1 現年度地域支援事業繰入金（包括の支援事業・任意事業）	

3 歳 出

(款) 5 地域支援事業費
 (項) 2 包括的支援事業・任意事業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
5 地域支援事業費	92,259	△438	91,821	△352	△86
2 包括的支援事業・任意事業費	59,378	△438	58,940	△352	△86
5 任意事業費	33,821	△438	33,383	国庫補助金 △173 県支出金 △86 その他 △93	△86

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
9 旅 費	△120	1 認知症地域支援推進員等設置促進事業費	△438
11 需 用 費	△108	普通旅費	(△120)
13 委 託 料	△210	消耗品費	(△108)
		その他委託料	(△210)
		コーディネーター出向委託料	(△210)

平成 2 6 年度荒尾市後期高齢者医療特別
会計補正予算（第 4 号）

平成 2 6 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 7 , 4 3 0
千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 3 1 ,
7 9 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補
正」による。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

荒尾市長 山下慶一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保 険料		497,911	△12,036	485,875
	1 後期高齢者医療保 険料	497,911	△12,036	485,875
4 繰入金		215,227	△5,394	209,833
	1 一般会計繰入金	215,227	△5,394	209,833
歳 入 合 計		749,227	△17,430	731,797

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		689,366	△17,430	671,936
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	689,366	△17,430	671,936
歳 出	合 計	749,227	△17,430	731,797

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	689,366	△17,430	671,936
歳出合計	749,227	△17,430	731,797

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料
(項) 1 後期高齢者医療保険料

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	後期高齢者医療保険料	497,911	△12,036	485,875
1	後期高齢者医療保険料	497,911	△12,036	485,875
1	1 特別徴収保険料	370,808	△12,303	358,505
1	2 普通徴収保険料	127,103	267	127,370
4	繰 入 金	215,227	△5,394	209,833
1	1 一般会計繰入金	215,227	△5,394	209,833
1	2 保険基盤安定繰入金	179,837	△5,394	174,443

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	△12,303	1 現年度分
1 現年度分	267	1 現年度分
1 保険基盤安定繰入金	△5,394	1 保険基盤安定繰入金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 後期高齢者 医療広域連 合納付金	689,366	△17,430	671,936	△17,430	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	689,366	△17,430	671,936	△17,430	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	689,366	△17,430	671,936	その他 △17,430	

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	△17,430	1 後期高齢者医療広域連合納付金 各種負担金 後期高齢者医療広域連合納付金	△17,430 (△17,430) (△17,430)

専 決 処 分 に つ い て

公用車による物損事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成27年3月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

